

表1 原動機付自転車および二輪車などの税額

種別	総排気量など	年額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	20cc超(三輪以上)	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,000円
	その他	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下) ※被けん引車含む		3,600円
小型二輪自動車(250cc超)		6,000円
雪上車		3,600円

表2 軽三輪および軽四輪以上の車両の税額

種別	旧税率	現行税率	重課税率
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物用	自家用	4,000円
		営業用	3,000円

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の軽自動車の所有者に課税される市税です。
納税通知書を5月9日(金)に発送します。納期限までに納付しましょう(※)。税額は軽自動車の種別により異なります(左表参照)。

【納期限】 6月2日(月)

※5月16日(金)までに納税通知書が届かない場合は、本館市民税課までご連絡ください

■処分・譲渡したときは手続きを
軽自動車などを処分・譲渡した場合には、手続きが必要です。手続きについて詳しくは、車種別取扱窓口へお問い合わせください。

【車種別取扱窓口】

▼原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用・その他)：本館市民税課(☎41-3526)、各総合支所税務会計係(大迫☎41-3125、石鳥谷☎41-3127、東和☎41-6517)



軽自動車税は期限までに納めましょう

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

あなたの地域の 身近な民生委員・児童委員

5月12日は、全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。市では5月を「活動強化期間」とし、民生委員・児童委員の活動をより多くの人に知ってもらえるよう、広報活動に取り組んでいます。



民生委員・児童委員って
どんな人？

民生委員・児童委員は「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の中心的担い手です。「身近な相談相手」「支援のつなぎ役」として、地域の人の相談に乗り、助言や情報の提供、関係機関へ連絡などを行っています。民生委員・児童委員の中には、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任児童委員もいます。

市内では、現在243人の民生委員・児童委員が活動しています。

どんなことを相談できるの？

高齢者の介護や障がい者支援、子育てのことなど、生活上のさまざまな悩み事を相談できます。その内容に応じて、行政の支援や福祉サービスを紹介し、問題解決に協力します。

相談に関する秘密は守られますので、安心してご相談ください。

【問い合わせ】

▽新館地域福祉課(☎41-3572)
▽各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

私の地域の民生委員・児童委員

ー今回は大迫・石鳥谷地区の皆さんをご紹介ー

大迫地区



大迫、内川目、外川目、亀ヶ森の4支部があり、民生委員・児童委員24人、主任児童委員2人の計26人で活動しています。毎月、市や社会福祉協議会、地域包括支援センターを交えて定例会を開催。各支部で情報交換会を行っています。

また、一人暮らし高齢者・高齢者世帯を訪問して安否を確認し、必要な福祉情報を伝え、支援が必要な場合は福祉関係機関につないでいます。主任児童委員は、児童生徒の見守りや学童クラブなどのサポートに取り組んでいます。

石鳥谷地区



石鳥谷(好地、大瀬川、八日市)、八幡、八重畑、新堀の4分会があり、民生委員・児童委員31人、主任児童委員2人の計33人で活動しています。

毎月の定例会では、市や社会福祉協議会、地域包括支援センターと情報交換をします。活動報告と、活動している中での気づきや提案などを報告してもらい、一緒に考えることで活動の向上に努めています。また、高齢者の見守り訪問活動、困り事を抱えている人の相談に乗り、解決に向けて専門機関につなぐ活動をしています。

県からのお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)です

自動車税種別割は、4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。納税通知書に掲載の二次元コードを読み込むことで、地方税お支払いサイトからクレジットカード、スマートフォン決済アプリなどでの納付が可能です。

車検時には納税証明書の提示がなくても運輸支局で納付状況を確認できますが、確認できるまでに日数を要しますので、ご注意ください。

なお、車検時に納税証明書の提示を省略できるかをスマートフォンなどから確認できるシステム(※)を導入していますので、ご活用ください。
※岩手、盛岡、平泉ナンバーの自動車のみ対応。軽自動車は除く



■問い合わせ・申請 県南広域振興局県税部花巻県税センター(☎22-4942)